

「営繕工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行実施要領」に係る質疑応答

番号	質 疑	回 答	備考
1	週休2日の履行の具体的な確認方法は。	工事旬報等により確認する。 施工に係る期間の休日数にて現場閉所率を算出し、確認する。	
2	週休2日の実施予定（計画）をどのように示せば良いか。	週休2日の実施計画書（別記様式1）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出し打合せを行う。	
3	年末年始休暇や夏季休暇の日数と期間はいつか。	一般的に休暇としている期間を考慮し、以下の期間とする。 年末年始：12月29日～1月3日までの6日間 夏季休暇：原則として8月の土日祝祭日以外の3日間 ただし、8月に夏季休暇を取得できない工事については、7月及び9月に夏季休暇を取得できるものとする。	
4	「工事の始期」の考え方は。	<p>「工事の始期」とは、起工測量等の現場作業が開始される日をいう。 「工事の始期」の考え方は、下図のとおり。</p> <p>※●から●の間が試行工事の対象期間</p>	
5	現場閉所とは何か。	「現場閉所」とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。したがって、事務的な作業のみの場合、「現場閉所」とはみなされない。	
6	半日や数時間の作業を現場で行った場合、休日相当と判断して良いか。	短時間でも現場の稼働があった日は、休日（現場閉所）とは扱わない。ただし、作業前に降雨等により作業中止し、その日の作業がすべて行われなかった場合は、現場閉所として判断して差し支えない。（実際に作業を行ったかどうかで判断する）	
7	現場事務所に出勤したが、降雨、降雪等の荒天により待機するのみで作業を行わなかった場合、現場閉所と扱って良いか。	現場作業を開始する前の作業中止については、現場閉所として扱って差し支えない。（事務作業も同様）	
8	「工期末に制限のある工事」に該当するか、判断の難しい工事はどのように取扱うか。	明らかに週休2日による施工が困難な場合を除き、本試行の対象工事とし、発注後に受注者と協議を行うこと。	

番号	質 疑	回 答	備考
9	部分仕様で期限を設定している面工事も対象となるか。	工事毎に条件が異なることから、本試行の対象工事とし、発注後に受注者と協議を行うこと。	
10	余裕のある工期を設定した工事は対象となるか。	対象となる。ただし、本試行において余裕ある工期を設定した工事を対象とする場合は、余裕ある期間を除いた通常工期を対象として扱うこと。	通常工期とは「余裕ある工期設定による工事等実施要領の制定について」により「通常の積算により算出した工期をいう。
11	契約工期よりも早く完了する場合はどのように取扱うか。	契約工期よりも早く工事が完了した場合、速やかに工事完成通知書の提出を行うこととなるが、本試行の履行については、完成日の20日前までに工事監督員の確認を受けること。	
12	週休2日による施工を希望した場合や希望しなかった場合、若しくは希望したが履行できなかった場合のペナルティや施工成績評定への影響はあるか。	本試行は、受注者希望型としており、取組の有無や履行することができなかった場合においてもその責は問わないものとする。また、本試行に関連した施工成績評定の加点・減点は行わない。	
13	降雨等による休工期以外に休工期（現場閉所）とみなすものは。	休工期（現場閉所）とみなすものは次を基本とする。 ○現場の安全巡視 ○保安施設、仮設備、建設機械の保守点検 ○コンクリート養生のみの作業 ○現場作業を行っていない日の仮排水等の仮設備などの点検作業 ○終日、片側通行規制の交通誘導員のみが行う規制作業 ○一般交通を供するために行う除雪作業	
14	具体的に休工期（現場閉所）とみなさないものは。	休工期（現場閉所）とみなさないものは次を基本とする。 ●現場作業 ●伐開、測量、ボーリング・原位試験等の現地調査 ●安全訓練、災害協議会 ●一般交通と無関係の現場内除雪 ●工事の一時中止期間 ●当初から工期内に休止を設定している期間 ●跡片付け	

番号	質 疑	回 答	備 考
15	週休2日工事において、達成した場合の施工成績評定での加点はなぜ行わないのか。	農業農村整備工事は、農地や水路の関する工事など多様な工種を扱うため、施工成績評定において不均衡が生じる可能性があることから、今回の試行工事は加点・減点は行わない。	
16	現場閉所率の算定方法は。	<p>本試行文に記載のとおり、下記により現場閉所率を算定する。</p> $K = A / (B - C)$ <p>※K：現場閉所率（%） A：現場閉所日数 B：週休2日確認対象期間日数（対象外としている期間の日数を除く） C：夏季休暇3日間及び年末年始休暇6日間と重複する日数</p>	
17	要領において工場製作のみを実施している期間を含まないとなっているが、このような工事の現場閉所の対象期間等はどのように取扱うか。	<p>本試行では、工場製作を含むような工事にあっては、実際に現地で据付工事に着手した日から完成日までを対象期間として取扱う。 （補正の対象は据付工事費のみ）</p> <p>この場合、据付工事期間で4週8休～6休の確認が必要なことから、連続した4週間以上の現地での据付（施工）期間のある工事を対象とする。ただし、設計図書等作成時にこれらの想定ができない場合は、試行を前提とした公告・特記仕様等にて提示し、工事着手後に打合せを行う。</p>	
18	現場作業が4週未満の工事は試行工事の対象となるか。	現場作業が4週未満の場合は8休の確認ができないことから、対象外工事として考えて良い。	
19	夏季休暇が3日を超える場合、また3日未満の場合の控除日数はどのように判断するのか。	<p>どちらの場合も控除日数は3日となる。夏季休暇が3日を超えた日数は休工日として判断する。</p> <p>また、3日に満たない場合は、7月及び9月も含め土日祝祭日以外の休工日を夏季休暇として判断し、3日となるよう調整する。</p>	
20	年末年始休暇が6日を超える場合、また6日未満の場合の控除日数はどのように判断するのか。	<p>どちらの場合も控除日数は6日となる。6日を超えた日数は休工日として判断する。</p> <p>また、6日に満たない場合は、現場の稼働の有無にかかわらず、年末年始休暇期間（12月29日～1月3日の期間）を現場閉所率算定の対象外として取り扱う。</p>	